

きっかけはたった1人の社長が起こした反乱だった！

なぜ、「全国光学工業厚生年金基金」が わずか1年で解散できたのか？

迫真のレポート！

～93%の加入企業が解散に踏み切れたのは、基金の財務内容が「情報公開」されたから～

社会保険労務士 養父 真介

1 基金へ継続加入するリスクに 気づいてほしい

皆さんは、2013年3月13日の日経新聞朝刊のトップに掲載された「年金の消失AIJ事件の教訓」をお読みになったでしょうか？ 本稿は、この記事に登場する株式会社メトロール松橋卓司社長が、厚生年金基金（以下、「基金」という）に関する構造的リスクに気づき、「たった1人」で果敢に解散運動を展開しはじめ、最終的には約90%の解散決議を得るに至るまでの行程を描いた「基金解散実録」です。複雑な専門用語は極力排し、基金に関心のない方でも、厚生年金基金がいかにか「時代の遺物であるか」「基金運営の現場で情報の操作・隠ぺいが行われているか」を実感していただけるよう、また、基金に加入し続けることのリスクを中小企業経営者、企業担当者および社労士が認識し、1日でも早く1社でも多く解散に向けての一步を踏み出されることを願って、お伝えします。

2 すべてはAIJ事件からはじまった ～AIJ事件は氷山の一角～

AIJ事件発生後の2012年3月、全国光学工業厚生年金基金（以下、「光学基金」という）から届いた「AIJ投資顧問にかかる年金資産の投資について」という素っ気ない一通の文書から、この基金に加入する中

小企業経営者の「孤独な闘い」が、始まりました。

その文書には、「平成22年度末時価で28億円をAIJに委託している」という内容とともに「お詫び」が書かれていましたが、巨大な損失額を出したにもかかわらずあっさりした内容の通知文書でした。この通知を受け取った松橋社長は、この通知に「違和感」を感じ、調査に乗り出すことにしました。しかし、情報源と言え、年に2回基金より送付されてくる「基金だより」のみ。また、そこに記載されている数値は企業会計とは異なる、特殊でわかりづらい「年金会計」が用いられており、光学基金の財務実態を把握することができなかったのです。

3 代議員会への傍聴初参加から「解散運動」を決意～「会社を守る会」の発足～

「このままでは埒があかない！」と、松橋社長は光学基金事務局と連絡を取り、2012年4月17日に開催される代議員会への参加をすぐに決行しました。しかし、想像以上に代議員会の内容は絶望的なものでした。当然、運用執行理事である常務理事（旧社保庁からの再就職者）が今回のAIJ事件によって、理事・代議員から糾弾を受けているだろうという筆者たちの予測に反し、まるで他人事のような代議員会が繰り広げ

られていたのです。

何よりも驚いたのが、運用失敗の責任を追及されるべき常務理事が主導権を握って司会を務め、運営受託金融機関である三菱UFJ信託銀行（以下、「信託銀行」という）の年金数理人が延々と「非現実的な運用利回り（4.2%、5.2%）を前提とした財政再建計画」について1時間にわたって説明し、代議員会は終わってしまったのです。そして、代議員以外の加入事業所には発言権が一切与えられず、代議員会を遠巻きに眺めるのみでした。

この事態を重くみた松橋社長は、「解散運動」を起こすことをその場で決意。「全国光学工業厚生年金基金の巨額簿外債務から、会社を守る会（ブログURL：<http://kogaku-nenkin.blogspot.jp/>）」（以下、「守る会」という）を結成し、翌日には加入企業約130社の代表者に対して、債務超過（代行割れ）状態にある光学基金の財務分析報告会を実施するという「檄文」を一齐に送付しました。この檄文の内容は、以下の通りです。

- ① AIJ事件の損失は氷山の一角であり、光学基金はすでに138.9億円の「債務超過」に陥っていること。
- ② その巨額債務が加入企業の簿外債務となっており、「連帯保証責任」を負っていること。
- ③ 光学基金の金庫が空になった時点で初めて、国から倒産に追い込まれるほどの巨額な負債請求が来ること。

この文章を見た加入企業の経営者が「嫌悪感を抱くかもしれない」という懸念を抱きつつ、理事・代議員として代議員会に出席していた管理部門の役員や課長がまったく「事の重大さ」に気づいていない様子を目の当たりにしたため、「本当の経営危機」に対して経営者に目を覚ましてもらうため

には、それぐらいの強いインパクトが必要と判断し、直接センセーショナルな文章を送付しました。

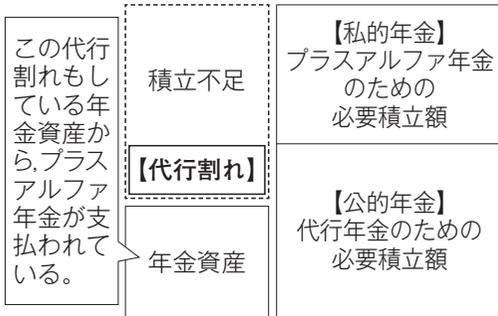
4 2度に及んだ「守る会」の報告会と事務局への情報開示要求～社員に対する思いを踏みにじられた経営者の怒り～

2度に及んだ報告会には、30社超の加入企業の他に各種報道機関が参集し、ものものしい雰囲気の中、松橋社長の報告に固唾を飲んで聞き入りました。この報告会で松橋社長は、次のような事実を、基金の仕組み等を理解していない参加者にもわかるように説明しました。

- 当基金は140億円もの巨額簿外債務を抱えている
- 毎年7億円の赤字を垂れ流し続けており負債が膨れ上がっている
- 情報操作・隠ぺいが行われ、正しい情報も公開されず、ガバナンスが機能していない
- 現在の負債を解消するには、20年償却で特別掛金を「3倍」にしなければならぬ。
- 運営受託金融機関である信託銀行が、過去10年間マイナス運用しかできていないにもかかわらず、非現実的な高利回りで財政再建計画を立て、加入企業に目くらましをしている
- そもそも信託銀行自体が、基金継続のリスクをとうの昔に理解しており、すでに代行返上している

松橋社長は父の跡を継いだ2代目社長ですが、その先代社長が「社員に少しでも手厚い福利厚生を」と思い23年間2代にわたって支払ってきた掛金を失ったばかりか、現役社員の老後の生活資金である公的年金にも被害が及んでいたのです（次ページ図表1参照）。その父親の社員に対する思いを踏みにじられた悔しさを吐露した言葉

■図表 1



は、参加者の胸に強く、そして、熱く響きました。

その後、約30社の加入企業に「守る会」の一員になっていただき、基金の財務内容と個別加入企業の連帯債務金額を明らかにするように「情報公開」を求め、理事長や常務理事、そして、信託銀行に直接質問ができるように「公開質問会の開催」を要求したのです。

5 公開質問会の開催と財政運営委員会の新設要求～常務理事・信託銀行との直接対決～

公開質問会では、常務理事が代議員会と同様、質問状に対する回答として、AIJ投資顧問の状況などを延々と話し続けようとなりました。しかし、すぐさま松橋社長が主導権を奪い矢継ぎ早に質問を繰り返しました。その結果、常務理事と信託銀行の「無責任さ」が露呈し、参加者は常務理事と信託銀行による情報操作・隠ぺいが行われ、自分達がいかに「食べ物」にされてきたかを目の当たりにすることになりました。この報告会の参加者の悲痛な声をいくつかご紹介したいと思います。

○基金事務局側に連絡すると暗に「報告会に出るな」と言われたが、出てしまいました。我々は利益を出して社員に給料を払い、国税に40%取られて頑張っているのに、大切な積立金を信託銀行にマイナス運用されるというのは有り得ない！

○とにかく方向性を打ち出してほしい。そうでなければ社員を思って抛出している掛金を毎月ドブに捨てているようなものだ。

○どうして役所みたいに、隠そうとするのか？ 基金の継続がダメだったら「ダメ」って、はっきり言ったらいいじゃないか。全員を集めて現状を説明し、今後の方向性を皆に問うのは当たり前でしょう？

○信託銀行はもっとまともな計算をしなさいよ。高利回りに設定した数値も「常務理事から指示をされたから設定した」って、ガキの使いじゃないんだ。「現実的な利回りはこう、この利回りはできない」というのが役割でしょう？ 我々は命掛けで仕事をして掛金を支払っている。その大事な掛金に対して無責任な仕事をし、うやむやにしようなんて許せない。

○正直言って自分自身の反省もある。この問題で、松橋社長からお手紙をいただくまで基金に預けっぱなしにして、大切なお金にもかかわらずこのような実態になっているということを知らなかった。とにかく危機感を持ってよかった。

そして、基金の財務実態を正確に知り、いかに再建すべきかを判断するための「財政再建委員会（仮称）」の新設を、理事長に申し入れました。また、この財政再建委員会に第三者的なアドバイザーである年金コンサルタントをメンバーに加えることを求め、利害関係者である常務理事と信託銀行はメンバーから外し、一般加入事業所も自由に傍聴ができるように求めました。

その結果、2012年7月18日の代議員会で、「基金のあり方についてより深く真剣に検討し、解散をタブー視することなく方向性を見極めること」を目的とした「財政運営委員会」（以下、「運営委員会」という）が設置されたのです。

6 待望の財政運営委員会発足！～次々と明るみになる基金の財務実態～

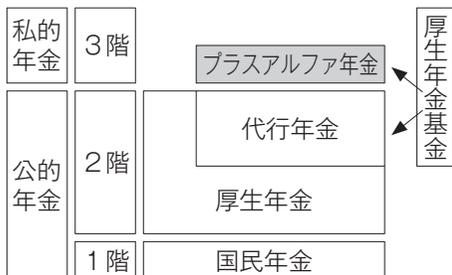
この運営委員会では、利害関係者ではない中立的な立場である「年金数理人」が、理事長の紹介で登用されました。そして、この年金数理人が基金に関する正しい知識と加入事業所が連帯保証している個別の負債情報（49ページ図表4）を提供した結果、加入事業所がそれぞれの意思で「解散」へと舵を切っていったのです。それでは、どのような点が「解散」につながったのか、主なポイントは次の3つです。

- ① 長期的に厚生年金保険本体の資産運用利回りに勝てるのか？
- ② 基金の積立不足金額および代行割れ金額
- ③ 加入事業所別の簿外債務把握、解散負担金額

まず、1点目として、基金は厚生年金保険の給付の一部を代行支給するとともに、基金独自のプラスアルファ年金を支給しています（図表2参照）。

また、基金はこの代行年金の給付を行うことを条件として、厚生年金保険に拠出する掛金の一部を借入れし（免除され）ています。そして、この借入れ金を運用して「借入れ金利（※）を上回る運用収益」を得ることができれば、この運用収益をプラスアルファ年金の増額などに充てることができます。基金に加入する最大の理由は、この借入れ金利を上回る運用収益を得るためと

■図表2



言っても過言ではありません。

（※）1999年9月30日までは、年5.5%の固定金利。1999年10月1日以降は、「厚生年金本体の運用利回り」が借入れ金利。

では、光学基金自体の運用利回りはどうだったのでしょうか？ 厚生年金保険本体の運用利回りとの勝負となった1999年10月から2011年度末までを単純平均で比較すると、1.75%のマイナスでした。しかし、たったの「1.75%のマイナス」とは言え、実際の年金資産に当てはめて計算すると、「約94億円もの運用損失」を計上しているのです。要するに、1999年10月から借入れ金を運用してきたけれども、借入れ金の元利合計269億円のうち、94億円を「運用で損失した」ということです。

また、前述の借入れ金利を上回る運用収益を達成できた基金は存在したのでしょうか？ 厚生労働省「第6回厚生年金基金制度に関する専門委員会」（以下、「専門委員会」という）の参考資料に、基金と厚生年金本体との利回りの差が集計されています。その結果を見ると、1999年10月から2011年3月までの期間において、厚生年金本体の運用利回りを上回った基金はたったの「1基金」だったのです（次ページ図表3参照）。

すべての基金・信託銀行・生保・投資顧問・運用コンサルタントが「厚生年金保険本体の利回りに長期的に勝ち続けること」を目標に取り組んできた成果が、この惨憺たる結果なのです。サブプライムローンやリーマンショックは言い訳にはなりません。厚生年金保険本体の運用も、同様の状況にあったからです。要は、それだけ厚生年金本体にはスケール・メリットがあり、基金運用関係者の能力にも「差」があるのです。

2点目として、光学基金の財務状態を分析した結果は、140億円もの積立不足が発生しており、35億円の代行割れでした。企業に例えるなら、「35億円の債務超過に陥り、破綻状態にある」と言えます。各加入企業が、代行年金を上回るプラスアルファ年金を受けることを目的に、数十年間支払ってきた掛金が、運用で失敗しすべてなくなっているのです。また、プラスアルファ年金を支給する年金資産が枯渇しているにもかかわらず、厚生年金本体からの借入れ金を取り崩して支給を行っているのです。

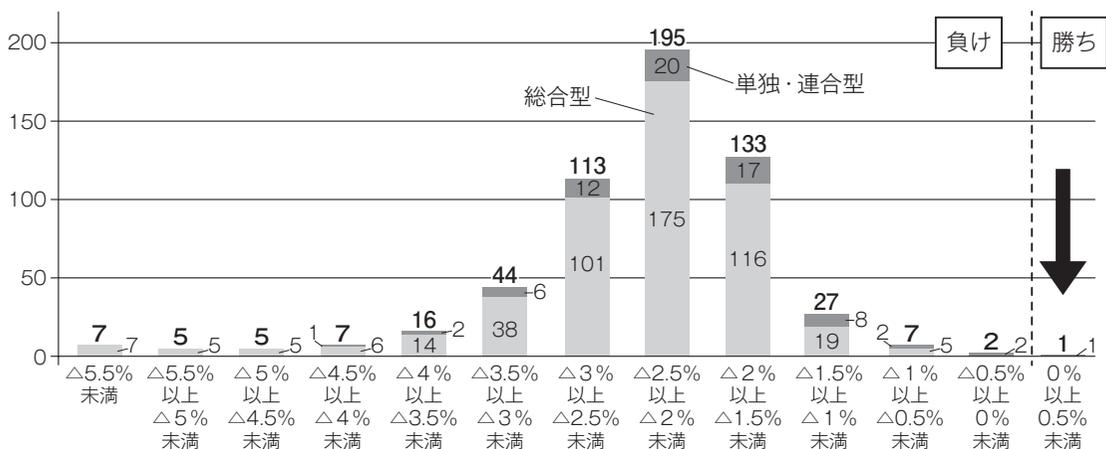
3点目として、加入事業所別の痛み（債務）の把握です。誰しも「痛み」を感じることができれば、その原因を取り除こうと病院に行くなり行動を起こします。しかし、複数の企業が集団で設立する総合型の基金（以下、「総合基金」という）が、時代から

取り残されてしまった原因の1つに「退職給付会計基準の適用除外」が挙げられます。単独型や連合型の大企業（信託銀行など）は、過去に基金の債務がバランスシートに反映されることを強制されたため、痛み（債務）の大きさを認識することができ、厚生年金本体の利回りに勝ち続けることがいかに現実離れしているかを認識していたため、解散、代行返上、給付減額などの必要な行動を起こすことができました。一方で、総合基金は、「加入している企業ごとの年金資産が区別できない」という理由から、各企業のバランスシートへの計上を免れたため、痛み（債務）の大きさを認識することができず、現在に至っているのです。次ページに、松橋社長の許可を得て、メトロールの負担額一覧表を掲載します（図表4）。

■図表3

【参考】厚生年金基金と厚生年金本体との利回りの差（実績）

○ 平成11年10月～平成24年3月までの期間について、時間加重収益率（簡便法）により基金別の運用利回りの平均（年平均）を求め、同期間の厚生年金本体の運用利回り（1.84%（年平均））との差をみたもの。



※1 厚労省調べ

※2 平成11年10月～平成24年3月の562基金の時間収益率（簡便法）による運用利回りの単純平均は△0.58%（／年）であり、これから同期間の厚生年金本体の時間収益率（簡便法）による平均利回り（1.84%／年）を引くと、厚年基金と厚生年金本体との利回りの差の平均は△2.43%ということになる。なお、利回りはいずれも運用報酬控除後である。

■ 図表 4

加入事業所別・負担額 [一覧表]

事業所番号	事業所名	事業主説明会(2012年11月) 配布資料
220	株式会社メトロール	

基金全体	
負債側	資産側
私的年金 3階部分 +α年金分 必要積立額 (取理債務) 105億円 (29.2%)	積立不足 140億円 (39.0%)
公的年金 2階部分 代行年金分	年金資産 (純資産) 219億円 (61.0%)
借入金総額 一調整金 (最低責任準備金(補積基準)) 254億円 (70.8%)	

基金全体	
負債側	資産側
公的年金 2階部分 代行年金分	不足金 50億円
借入金総額 (最低責任準備金) 269億円	年金資産 (純資産) 219億円

貴事業所分	
負債側	資産側
私的年金 3階部分 +α年金分 必要積立額 (取理債務) 28,373千円 (36.0%)	積立不足 39,447千円 (50.0%)
公的年金 2階部分 代行年金分	年金資産 (純資産) 39,412千円 (50.0%)
借入金総額 一調整金 (最低責任準備金(補積基準)) 50,486千円 (64.0%)	

積立不足の負担方法	加入事業所の給与比
貴事業所分の積立不足	133,689千円 (一括拠出不可・分割払いのみ)

不足金の負担方法	加入事業所の債務比
貴事業所分の不足金	10,990千円 (一括拠出の場合)

積立不足の負担方法	(上記の額)債務比
貴事業所分の積立不足	39,447千円 (一括拠出不可・分割払いのみ)

年度	増減額
平成24年度	3,456千円
平成25~43年度(19年債)	10,647千円
増減額(年額)	7,191千円

205,749千円 (分割払いの場合)

年度	増減額
平成24年度	3,456千円
平成25~39年度(15年債)	590千円
増減額(年額)	-2,866千円

12,306千円 (分割払いの場合)

年度	増減額
平成24年度	3,456千円
平成25~43年度(19年債)	2,691千円
増減額(年額)	-765千円

54,585千円 (分割払いの場合)

留意事項(金額の変動要因)

(1) 上記の金額は、2012年(平成24年)3月31日時点のデータをもとに計算しています。
したがって、基金継続の場合は、実際の掛金適用の時期が異なる場合、解散の場合は解散時の借入金総額と年金資産により上記の金額は異なります。

(2) 2012年4月以降、事業所数の変動(新規加入・任意脱退)があった場合、債務比および解散の負担額は変わります。

(3) 加入事業所間を転籍している加入員、および、年金受給権者が基金全体で約11%いますが、これらの債務は、最終在籍事業所に計上されています。
これらの転籍者の債務を加算した場合、上記の金額と異なる場合があります。

(4) 過去に加入事業所の合併があった場合、上記の「貴事業所の債務」および「解散の場合の負担額」に合併による消滅事業所の債務が加算されます。
当資料作成時点までに、合併による脱退の可能性のある155事業所のうち、143事業所を確認し、該当した事業所については債務に加算済みですが、残り12事業所分が未確認となっています。

このような「基金継続の場合の負担額(メトロールの場合、図表4の①約1億3,000万円)」「基金解散時の場合の負担額(メトロールの場合、図表4の②約1,000万円)」が明確に毎年提示されていたのであれば、誰であれ基金継続に対する危機意識を持ち、痛み(債務)を認識するため、ここまで問題が深刻化することはなかったでしょう。

7 集団催眠からの目覚め~正しい情報が開示されれば、きちんと判断できる~

第三者の年金数理人から適切な情報が流され、正しい知識を得た運営委員会では、活発な議論が交わされるようになり、最終的には出席委員全員一致で「解散せざるを

得ない」という結論に達しました。この結論は各委員の「事業の継続」「社員の雇用を守る」「最も負担の少ない方法」という判断軸から選択された結論です。

運営委員会は、議論の結果を「財政運営委員会・中間報告書」にまとめ、事業主説明会を全国4カ所で行い、加入事業所の意向確認のためにアンケートを実施したところ、全加入事業所の84.3%の事業所から「解散」に対する同意が得られました。

8 情報開示で90%に及ぶ解散決議~解散認可までの道のりは遠い~

2013年2月14日。第105回代議員会が執り行われ、アンケートの結果を踏まえて、最終的には約90%の出席理事・代議員が「解

散やむなし」という決断を下すことになりました。思い返せば、2012年2月24日のAIJ事件発覚からほぼ1年。紆余曲折を経た基金は、中小企業経営者それぞれの意思で「解散への道」を判断するに至ったのです。ただ、これでまだ終わりではありません。解散が厚生局に認可されるまでは年金記録の突合など1年から2年を要する膨大な事務作業が発生し、解散の要件を満たすためには、加入事業所にも掛金率引上げなどという相応の負担が求められるからです。しかし、120事業所の意見を集約し、解散を決議するまでに至る壁を乗り越えてきた理事長・運営委員長や委員がいる限り、今後も解散に向けての道筋を一步一步着実に歩むことは間違いありません。

9 まとめ ～基金はバブルの頃までの幻想～

社員の幸せを願って設立された基金も、「超高齢化と超低金利時代の到来」とともに制度そのものが成立しなくなりました。要は、「高い利回りで、大事な社員に少しでも手厚く退職金が支給できる」という謳い文句で始まった制度が、「設立当初の趣旨がまったく達成されなくなり、現役社員の公的年金を先食いし、強いては、厚生年金本体にまで被害を及ぼしかねない制度」へと変化してしまったのです。また、常務理事や信託銀行の年金数理人などの利害関係者から、「当面の年金の支払いは問題ない」という言葉を聞いたなら、まずは疑ったほうがよいでしょう。プラスアルファ年金分の積立金がなくなり、代行給付する公的年金部分も先食いされていますが、まだその公的年金部分の年金資産が残っている(46ページ図表1参照)ため「当面の支払いには問題はない」と言っているに過ぎないからです。

この債務超過(代行割れ)は、「国から

借りているお金が多額であるため、そのお金(借入れ金)がまだ金庫の中にある」という状態を指すのであり、個人に例えるなら、「家計は大赤字でも借金をして両親には仕送りをし、その仕送りのために利害関係者(基金では常務理事や信託銀行など)に多額の手数料を支払っている」のです。確かに、両親に仕送りをしている(基金では受給者にプラスアルファ年金を支給している)ということは美しく映ります。しかし、果たしてこのような生活が現実的なのでしょうか? 破綻することは目に見えています。

また、一部の基金の常務理事や信託協会などは、受給権や財産権を盾に基金制度の継続を訴えています。確かに、受給権や財産権はあるでしょう。しかし、それは、加入企業の積立金という原資があってこそ実現されるものであって、公的年金を食い潰してまでも私的(企業)年金であるプラスアルファ年金を支払うことは、制度の趣旨からも外れるでしょう。ですから、「制度がすでに破綻している」のです。少なくとも、基金が継続することによって所得や退職金を得る常務理事や毎月多額の手数料を得る信託銀行などの利害関係者が受給権や財産権を語る資格などはありません。正常な判断軸から物を申しでないのは、誰の目から見ても明らかです。

10 今こそ、中小企業経営者・企業担当者・社労士は基金解散に向けて行動を!

最早、厚生年金基金問題はタブーではありません。これだけ大きな社会問題(AIJ事件や兵庫県乗用自動車厚生年金基金の解散に伴う倒産等)に発展しているのです。この基金問題を放置すれば、数年後に大切な顧問先である多くの中小企業が年金倒産するということも現実化します。社会保険労務士等の経営者のサポート役の使命は、

中小企業経営者やそこに勤める社員を守ることです。また、厚生労働省も、解散に向けての舵を切っています。黒字の基金（あくまでもプラスアルファ年金部分が残っており、解散時に追加拠出が不要であるだけ）までも、「解散させる」という方向性を打ち出しています。それは、基金が本体の年金にまで穴を開けかねない事態へと深刻化していること、②基金運営の現場でのガバナンスが機能していないことを認識しているからです。

人は未来への希望で生きています。現役社員の所得は増えず、受給者のための負担が増えるばかりでは、世代間格差がすでに存在する現役社員に希望など生まれるわけがありません。神風が吹いている今こそ（光学基金もこの株高で約40%もの負債を減らしている）、次世代に「希望のバトン」を渡すための一歩を踏み出す必要があるのです。今、痛み（債務）を伴うとしても、自分たちが未来のための礎にならなければならないのです。多額の痛みを伴ったAIJ事

件も、決して無駄にはしてはいけません。今回、本稿の内容について実名・実録による執筆としたことについても、松橋社長ともよく話し合い、「リアリティを持って伝えることで、1人でも多くの人に基金の巨額の簿外債務に気づいてもらい、年金による倒産を回避してほしい」と願うに至ったことによるものです。

決して一筋縄ではいかない問題であればこそ、経営者は、進取果敢な行動を！ 企業担当者は、経営者に適切な経営判断を仰ぐための徹底した情報収集を！ 社会保険労務士は、「中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行する義務」（社会保険労務士倫理綱領）のもとに関係者への適切な情報提供ときっかけづくりを！

経営者、企業担当者および社会保険労務士は、三位一体でこの問題に取り組まなければなりません。何かお手伝いできることがあれば、筆者は、できる限りの協力を惜しみません。

【執筆者略歴】 養父 真介（ようふ しんすけ）

Noppo（のっぽ）社労士事務所代表。社会福祉法人で4年間ボランティアをしていたことがきっかけで、平成10年社会保険労務士の資格を取得。大手上場鉄鋼メーカー勤務後に独立・開業。クライアントに介護事業所を多く有し、経営者が安心して採用に取り組める環境を構築するため、奥山式人材アセスメントの普及に邁進している。著書に、「介護事業所経営の極意と労務管理・労基署対策・助成金活用」（共著、日本法令）がある。

●HP（助成金）：<http://www.sr-noppo.com/>（介護）：<http://www.kaigo-sr.com/index.html>